

番号：151150

国名：ミャンマー

担当：産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム

案件名：ミャンマー日本人材開発センタープロジェクト終了時評価調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年2月上旬から2016年2月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数：
 

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	14日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月27日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	産業人材育成に係る各種評価調査
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
 

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は

本件への参加を認めない。  
(2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ミャンマーは、2011年3月の新政権後、国内の民主化及び市場経済化の動きに進展が見られ、持続的な経済発展が期待されている。GDPの約4割を占めるのは農林水産業を中心とした第1次産業であるが、国内経済の発展に呼応した製造業及びサービス業の台頭が目覚ましく、2010年度には名目GDP割合において第3次産業が第1次産業を上回っている。ミャンマーは、周辺国と比して低廉でかつ豊富な労働力を有していることから、製造業における労働需要は急増しており、第2次または第3次産業への労働力の移動ないし集中が想定される。

また、近年の国内経済の発展を下支えしているのが全体企業数の約9割を占める中小零細企業である。しかし、その多くが伝統的経営（家族経営）手法を採っており、国内経済の発展に応じた①経営能力の強化・改善、②市場ニーズに基づく企業経営の促進、更には③急激な経済成長で必要となる高度かつ国際的な経営知識や技術ノウハウを有する人材の確保・育成が喫緊の課題となっている。ミャンマーでは、政府関係省庁、業界団体、民間教育機関、民間企業、日系団体など複数の機関・団体が今後の経済の担い手となる産業人材の育成に取り組んでおり、技能訓練からビジネス経営等の分野に至るまで幅広い分野の研修が実施されている。しかし、その多くが一般的な教養や技術内容に集中している上に、講師不足及び時代遅れの教育資機材の問題から、教育の質的向上が課題として指摘されている。また、アカデミックと技術の両面において高度な研修プログラムを提供している団体は皆無に等しく、今後の工業の進展に伴う産業振興の過程で必要とされる中間管理職以上の企業経営層に対する人材が現状では極めて手薄な状態となっている。さらに、高い技術力と知識を必要とする即戦力人材の育成も十分とは言えず、技術者の全体的な能力の底上げも課題の一つである。

現政権は、2015年度のGDP成長率7.7%を目標に更なる経済発展を標榜しており、外国為替の一本化や税の免除を認めた経済特区法の制定など市場経済化に向けた経済改革や法整備を積極的に進めると同時に国家計画経済開発省を中心に、国家統一的な経済・産業政策の策定作業を進めている。また、工業大臣を筆頭に関連省庁大臣及び民間業界団体の代表から構成される産業開発委員会（Myanmar Industrial Development Committee）を別途発足させ、工業化政策、外国投資関連政策及び中小企業振興策などの産業政策について個別討議を行っている。現政権は、経済界など外部機関との連携を積極的に進めており、経済状況や実態に即した産業政策及び産業人材育成政策の立案が期待されている。

本プロジェクトは、ミャンマー日本人材開発センター（Myanmar-Japan Center; MJC）に対する支援を通じ、目覚ましい発展を遂げるミャンマー経済において、現政権が推進する市場経済化政策を側面支援し、今後のミャンマー経済の発展を支える産業中核人材の育成を担うものとして位置づけられる。MJCは、本プロジェクトの開始にあたり2013年に新設されたものであり、MJCにおける主な活動であるビジネスコースでは日本型の経営について教えるなど、独自のアプローチをとることから、本プロジェクトは、まずは、MJCの運営・活動実施にかかる仕組みを構築するとともに、スタッフの運営能力向上を目指すものである。ミャンマー商工会議所連盟（The Republic of the Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce and Industry; UMFCGI）をカウンターパート（C/P）機関として、2013年10月より2016年10月までの3年間の予定で実施されており、現在、2名の（長期）専門家（チーフアドバイザー、業務調整）を派遣中である。

今回実施する終了時評価調査は、2016年10月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認し、C/P機関を含む関係者と合意するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2016年2月上旬)

- ①既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、中間レビュー結果等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他ミャンマー側関係機関、他ドナー等)に対する質問票案を作成し、内容の確認を得る。確認を得た質問票は、ミャンマー側関係者に事前配布を行う。
- ④調査団打ち合わせ及び対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2016年2月上旬～2月中旬)

- ①JICAミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- ②ミャンマー側C/Pを含むプロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。また、中間レビュー結果における提言の対応状況について確認を行う。
- ③ミャンマー側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びミャンマー側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、調査報告書(案)(和文・英文)の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びミャンマー側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書(案)(和文・英文)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果のJICAミャンマー事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2016年2月下旬)

- ①評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書(和文・英文)について、担当分野のドラフトを作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 評価報告書(案)(和文・英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文・英文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、JICAより別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

## 10. 特記事項

### （1）業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地業務期間は2016年2月7日（日）～2016年2月20日（土）を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地業務の開始を予定しています。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（コンサルタント）

#### ③便宜供与内容

JICAミャンマー事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

##### ア) 空港送迎

あり

##### イ) 宿舍手配

あり

##### ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の業務期間については、職員等と同乗することとなります。）

##### エ) 通訳備上

なし

##### オ) 現地日程のアレンジ

あり

##### カ) 執務スペースの提供

なし、ただしMJCのスペースを利用できる場合あり

### （2）参考資料

#### ①本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム（TEL:03-5226-6992）にて閲覧可能です。

- ・ 1年次 業務計画書
- ・ 1年次 業務進捗報告書
- ・ 1年次 業務完了報告書
- ・ 2年次 業務計画書
- ・ 2年次 ワークプラン
- ・ 2年次 業務進捗報告書
- ・ 中間レビュー調査報告書
- ・ PDM（最新版）

#### ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ JICA事業評価ガイドライン（第2版）  
[http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/ku57pq00001pln38-att/guideline\\_ver.02.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/ku57pq00001pln38-att/guideline_ver.02.pdf)
- ・ 分野・課題の基本情報  
<http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject1101.nsf/NaviSubjTop?OpenNavigator>

### （3）その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上